志賀町老朽危険空き家等除却事業　補助申請の手続きの流れ

志賀町（まち整備課）	申請者	解体施工業者
制度紹介	事前相談	
【対象区域】 志賀町内全域 【対象空き家等】 町が「志賀町老朽危険空き家等」と認定した空き家であること。 【補助金額】 補助率：1/2　上限50万円		
受付 事前調査	老朽危険空き家等 **認定申請**	
	老朽危険空き家等 **認定書**	（様式第10、11号）
【認定申請提出書類】 ・認定申請書（様式第9号） ・4方向からの外観写真	解体業者の選定 ※契約はまだ交わさないでください※	見積書作成等
受付 審査 （添付書類審査、金額査定）	補助金交付申請	（様式第1号）　※解体工事を実施する20日前までに、必ず補助金申請を行い、交付決定を受けて下さい。
	補助金交付決定通知書受理	（様式第2号）
※補助金の変更や、取り下げがある場合は事前に相談すること （様式第3,4号）		
【補助金等交付申請書提出書類】 ・補助金等交付申請書（様式第１号） ・事業計画書、収支予算書 ・見積書の写し（押印があるもの） ・住民票の写し ・建設業許可書又は解体工事業の登録書の写し ・危険空き家等の認定書（様式第10号の写し） ・所有者が確認できる書類 ・町税納付況調査同意書	解体施工業者と直接契約	申請者と直接契約
		解体工事の実施
	解体報告書受理	
受付 審査 （添付書類審査、金額査定）	実績報告	※解体完了後21日以内もしくは3月末に提出 （様式第5号）
	補助金確定 （取り消し）	（様式第6号）
【実績報告提出書類】 ・補助事業等報告書（様式第5号） ・事業報告書、収支決算書 ・契約書又は請求書の写し ・領収書の写し（押印もしくは収入印紙付のもの） ・工事写真、着工前・完成後写真（四方向からの）		
受付 （申請者から町に対し請求）	補助金請求	（様式第7、8号）
	補助金受理、 **手続き完了**	